

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第4期)

平成29年3月31日

厚生労働省

平成 29 年 9 月 1 日、平成 30 年 3 月 30 日、

平成 31 年 3 月 25 日、令和元年 6 月 7 日、令和 2 年 7 月 13 日、

令和3年●月●日

一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第4期)

目 次

	頁
第1 基本的な考え方	1
第2 計画期間	1
第3 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策体系	
3 政策評価の実施方法	
第4 政策評価の観点に関する事項	3
第5 政策効果の把握に関する事項	4
1 政策効果の把握方法	
2 政策効果の把握に当たっての留意点	
第6 事前評価の実施に関する事項	4
第7 事後評価の実施に関する事項	6
1 事後評価の対象とする政策及び評価方式	
2 モニタリングの実施	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	8
1 学識経験者等の知見活用に関する基本的な考え方	
2 政策評価に関する有識者会議	
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	8
1 評価結果の反映	
2 反映状況の報告及び公表	

第10	インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項	9
1	公表内容・方法		
2	国民の意見・要望の受付		
第11	政策評価の実施体制に関する事項	9
1	政策評価の担当組織		
2	政策評価の実施に関する関係課長会議		
3	政策評価に関する有識者会議(再掲)		
第12	その他政策評価の実施に関し必要な事項	10
1	政策評価の継続的改善		
2	職員の人材の確保及び資質の向上		
3	地方公共団体等との連携・協力		
4	本計画の改正		
5	実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領		
別紙	政策体系(基本目標、施策大目標及び施策目標)	12

平成29年3月31日決定、平成29年9月1日、平成30年3月30日、平成31年3月25日、令和元年6月7日、令和2年7月13日、令和3年●月●日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第4期)

第1 基本的な考え方

政策評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)が平成14年4月に施行され、厚生労働省においても、これに基づき政策評価を実施してきたところである。

この間、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底や国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換等を目的として、政策評価を実施してきたところであるが、今後も、厚生労働省の各政策が国民生活の質の一層の向上に貢献できるよう、政策評価の充実や改善を図っていく必要がある。

本計画においては、法第6条第1項に基づく、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「政策評価基本方針」という。)を踏まえて、当省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間に実施する政策評価を対象とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

当省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策体系

政策評価を体系的に実施するため、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業を政策体系とする。これらのうち、基本目標、施策大目標及び施策目標については、別紙のとおり定める。事務事業については、基本計画に基づく「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に定めるものとする。

3 政策評価の実施方式

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施することとする。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断するものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採

否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直しを目的とする。

第4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、以下の(1)から(5)があり、評価の際には、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点をを用いるなど、総合的に評価を行うこととする。

その際、政策評価の実施方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)に政策評価の観点を具体的に記載することにより、実効性の高い評価を行うものとする。また、政策評価の結果を適切に政策に反映することが重要であることから、今後の課題や対応方針・具体的な対応方法等についても、評価書等に記載することとする。

(1) 「必要性」の観点

- イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。
- ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

- イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。
- ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4) 「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5) 「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。さらに、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測る「アウトプット指標」だけでなく、行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる変化や影響を測る「アウトカム指標」を設定することを通じて、施策の達成状況をより適切に把握することが望ましい。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が地方自治体をはじめとした厚生労働省以外の多様な実施主体が関わることもあり、政策実現のための手段とその効果との因果関係が複雑な場合もある。このような場合には、最終的なアウトカム指標に至る前段階として、アウトプット指標や短期的又は中期的なアウトカム指標をあわせて設定すること等により、政策効果を適切に把握するよう努めることとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

1 個々の研究開発(注1)

- (1) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象とされた研究開発

2 個々の公共的な建設の事業(注2)

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

- (1) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

3 個々の政府開発援助

(1) 無償の資金供与による協力(注3)

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(2) 有償の資金供与による協力(注4)

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

4 規制の新設等を目的とする政策(注5、6)

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

5 租税特別措置等の新設、拡充又は延長(注7)

租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策

注1: 人文科学のみに係るものを除く(「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年政令第323号。以下「令」という。)第3条第1号及び第2号参照)。

注2: 施設の維持又は修繕に係る事業を除く(令第3条第3号及び第4号参照)。

注3: 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る(令第3条第5号参照)。

注4: 資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る(令第3条第5号参照)。

注5: 規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁

判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」(平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。)第1条で定めるものに係る作用を除く。)である(令第3条第6号参照)。

注6: 規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く(令第3条第6号参照)。

注7: 租税特別措置等の具体的な評価の範囲については、令第3条第7号及び第8号並びに政策評価基本方針 I 4キの規定に従うものとする。

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

イ 評価の単位

施策目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

ロ 評価予定(評価時期及び評価方式)の設定

実施計画において、施策目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に全ての施策目標について事後評価を実施(以下「ローテーション」という。)できるよう、概ねの時期及び評価方式を設定することとする。

ハ 事後評価の対象とする政策及び評価方式の決定

ローテーションで評価を実施するもののほか、以下の①から③までに該当する場合は原則として事後評価の対象とすることとし、具体的には、前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、毎年度実施計画において定める。評価方式は政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。

① 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

② 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 当省の主要な制度の新設・改定等

③ 指標のモニタリングの結果(以下「モニタリング結果」という。)や推移により必要が生じた場合

ニ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、施策目標との因果関係が明確であり、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

ホ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする。なお、実績評価方式で評価を行う施策目標については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)中2に基づき、施策目標ごとに毎年度事前分析表を作成・公表する。

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とするもの。事業評価方式を基本とする。

(3) 公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発 0707 第1号)で定めるところにより事後評価の対象とするもの。事業評価方式を基本とする。

(4) 法第7条第2項第2号に規定する政策(政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの又は政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの)

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(5) 租税特別措置等

政策評価基本方針に基づき、租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税に関するもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施するもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

2 モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局(個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。)は、各年度開始後、遅滞なく、施策目標に係る指標(政策体系に基づき事後評価する施策目標のうち、実績評価方式による評価を行う施策目標に係る指標に限る。)の前年度までの進捗状況を把握(モニタリング)することとする。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 学識経験者等の知見の活用に関する基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下の方法等により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

当省における政策評価制度、評価方法等について、改善・向上を図るとともに、評価書等に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下の事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

- イ 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更
- ロ 作成した評価書等
- ハ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。
- (2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付 **政策評価官室政策立案・評価担当参事官室**（以下「**政策評価官室政策立案・評価担当参事官室**」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を公表する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室政策立案・評価担当参事官室への備付けなどの方法により、公表することとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の考え方に基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、当省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めることとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局、査定課及び政策評価官室政策立案・評価担当参事官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、連携をしつつ、政策評価を実施するものとする。

- (1) 担当部局は、自ら又は有識者の活用により、その担当する政策について評価を実施し、部局のとりまとめ課で評価書等を確認の上、査定課及び政策評価官室政策立案・評価担当参事官室に提出する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。
- (3) 政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、以下の事務を行う。
 - ① 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
 - ② 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモ

ニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況のとりまとめ並びに公表

- ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」(以下「関係課長会議」という。)を設け、当省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整等を行う。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議(再掲)

当省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るとともに、評価書等に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法、作成した評価書等について意見等を聴取する。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

- (1) **政策評価官室政策立案・評価担当参事官室**は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

- (2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図ることとする。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるものとする。

- (3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に

資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むこととする。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図ることとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図ることとする。

4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、当省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び「厚生労働省における政策評価実施要領」によるものとする。

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ

働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること
1-1	労働条件の確保・改善を図ること
1-2	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること
施策大目標2	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
2-1	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
施策大目標3	労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
3-1	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
施策大目標4	安定した労使関係等の形成を促進すること
4-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標5	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
5-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ

非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策大目標2	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
2-1	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3	働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4	個別労働紛争の解決の促進を図ること
4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標 V

意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標 VI

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をする
2-1	若年者の雇用を促進すること(基本目標 V 施策目標 3-1 を参照)
2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする
施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅶ

安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
1-1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
1-2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること
施策大目標2	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
2-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること
施策大目標3	母子保健衛生対策の充実を図ること
3-1	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること
施策大目標4	ひとり親家庭の自立を図ること
4-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標Ⅷ

ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を行うこと

施策大目標1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-2	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること
施策大目標2	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
施策大目標3	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
3-2	戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと

基本目標Ⅸ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
1-1	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅹ

高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること
1-2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ

高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
1-1	医療と介護の連携(基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照)
1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
1-3	総合的な認知症施策を推進すること
1-4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標ⅩⅡ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
2-1	医療の国際展開を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標1-1及び8-1を参照)
2-2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
2-3	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅢ

国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

1-1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

基本目標ⅩⅣ

国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること

1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

2-1 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅤ

国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標1 業務運営の適正化を図ること

1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと